# 瀬谷中だより 11月号

平成30年11月26日

FAX 301-0099

<学校教育目標>

○ 自ら学ぶ力の育成と基礎学力の定着

○ 他者を思いやい、礼儀や規律を重んじる態度の育成

○ 生命を尊ぶ健康な心と体の育成

○ 社会に貢献し、様々な人と関わり合う態度の育成

発 行 横浜市立瀬谷中学校

校 長 熊野 一隆

〔德〕 副校長 増田 健二

TEL 301-0096

(知)

〔公·開〕

〔体〕 住 所 瀬谷区中央5-41

# 12月は『横浜市いじめ防止啓発月間』です

## ~ だれもが安心して生活できるいじめがない子ども社会に向けて~

校長 熊野 一隆

いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる問題です。そして、どの生徒も被害者には もちろん、加害者にもなり得ます。いじめは、直接いじめをする生徒だけでなく、周りではやしたてたり、 傍観したりする生徒によっても大きな影響を受けます。一部の特別な生徒だけが関わっているわけではあり ません。

瀬谷中学校では、いじめ防止基本方針のもと、いじめそのものが起こりにくい学校風土や環境づくりのため、集団で力を合わせる学校行事を工夫する等、生徒間の人間関係づくりや生徒と教職員との信頼関係の構築に努めています。全校生徒に、『いじめ解決のための生活アンケート』、『教育相談(生徒個人面談)』を実施しています。アンケート、相談等を通して、いじめを早期発見し、教職員がチームでいじめの問題を解決するように努めています。

生徒会では、いじめ防止の啓発活動として、『あいさつ運動』を推進しています。あいさつは、人権尊重の基礎・基本です。あいさつをしないということは、人を無視すること、知らない顔をすることと同じです。無視したり、知らない顔をすることは、いじめにつながります。あいさつをすることは、他人を認め、自分の存在を知ってもらうことにつながります。生徒自らが主体となり、『あいさつ運動』を推進することを通して、いじめをしない、させない、許さない、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを進めています。

『元気に、Hello!~ Smile Everyday~』をスローガンに、瀬谷中学校 PTA、教育支援委員会(支援隊)も、生徒会の『あいさつ運動』に協力、支援してくださっています。瀬谷中学校ブロックの3小学校、瀬谷小学校、上瀬谷小学校、大門小学校でも、『あいさつ運動』を推進しています。横浜市では、社会全体でいじめ根絶を目指した取組を進めており、来月(12月)を『いじめ防止啓発月間』としています。今年度のテーマは、だれにとっても居心地のよい学校づくりです。子ども会議で採択された横浜こどもアクションのアピール文は、《想い(おもい)~相手と心から向き合うための具体的な取組を広げようです。「一人ひとりにできること」「学校でできること」「まちの人とできること」を各クラスやご家庭・地域でも話し合い、そして実践していただければと思います。

一人ひとりが、一人の大切な人間として理解され、安心して生活できる権利をもっています。それは同時に、他人のその権利を保障する責任をもつということです。みんな平等なのです。自分を大事にすることと、他人を大事にすることは同じことです。その意味で、他人を大事にしないこと、つまり、いじめをすることは、自分を大事にしないことになります。

これからも、絆を深め、一人ひとりがいじめにつながる行為を見逃さない、許さない感性を磨き、いじめられている人も、いじめている人も救うために、自分が、自分たちが、何ができるか、何をすべきかを考えて行動することを目指して欲しいと思います。

いじめを許さないという強い意志を、生徒と教職員、そして、保護者、地域の皆さんと共有して、いじめ 防止に取り組んでいきます。是非ご協力をお願いいたします。

# 第9回动机动心管禁急加强加机等心息!

11月17日の土曜日に瀬谷中学区学校家庭地域連携事業の1つとしてふれあい音楽会が開催されました。今年度は、瀬谷中からは合唱部が参加し、中学生らしいきれいな歌声を瀬谷西高校の広い体育館いっぱいに響かせました。当日は、横浜さがみ幼稚園・瀬谷小学校・大門小学校・上瀬谷小学校・瀬谷養護学校・瀬谷西高校の園児・児童・生徒たちがそれぞれ合唱や合奏を披露し、来場した皆さんに素敵な音を届けることができました。

今年度で9回目のふれあい音楽会は寒い中でしたが、例年と同じように多くのお客さんに来ていただきました。幼稚園から高校生までの子どもたちと学校、家庭、地域が一緒になって楽しめるこのふれあい音楽会も来年度で10回目になります。ぜひ、来年度も多くの皆さんと一緒に楽しめる音楽会を作っていければと思います。

### 瀬谷中学校 携帯電話・スマートフォン 取り扱いルール

4月5日付の文書で確認させていただいておりますが、携帯電話・スマートフォンの取り扱いルールについて再度確認させていただきます。

小・中学生の携帯電話・スマートフォンの利用ではケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変弊害が大きいため、携帯電話自体の利用を避けることが望ましいとされています。平成21年度から横浜市教育委員会の指導により、横浜市立小・中学校では児童・生徒の学校への携帯電話の持ち込みが全面禁止となっております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、特別な事情により生徒に携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、次の「学校でのルール」「ご家庭でご協力いただきたいこと」をよく読み、携帯電話の弊害から子どもを守ってください。

#### 「学校でのルール」

- 1 携帯電話・スマートフォンは学校へ持ち込まない。
- 2 特別な事情で携帯電話を学校に持ってくる場合は、「携帯電話持参許可願」を学校に提出し、「携帯電話持参許可証」を家庭で保存するようにしてください。
- 3 学校に携帯電話を持参した場合には、必ず朝学活で担任に預け、帰り学活で返却をする。但し、校内 では絶対に使用しない。

## 「ご家庭でご協力いただきたいこと」

- ・ご家庭の判断(責任)で携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、発達段階に応じた機能のみ利用するよう、家庭でのルールを設けてください。
- ・インターネット機能を利用する場合、フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)を必ず利 用してください。
- ・携帯電話・スマートフォンの使用により犯罪に巻き込まれる事例が多くなっています。また、携帯電話・スマートフォンを利用した他人に対する誹謗・中傷なども犯罪行為です。使用上のマナーなども 充分に話し合ってください。

瀬谷中学校では、「22 時以降は携帯電話・スマートフォンの使用を控えよう」というキャンペーンを PTA が主催となり生徒会本部が協力する形で行っております。携帯電話は、非常に便利な面がある一方で、その使い方を一歩間違えると、様々なトラブルに巻き込まれてしまったり、トラブルを起こしてしまったりすることも考えられます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。